

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年8月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2101581 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200056 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年7月1日から平成28年10月1日に訂正し、平成28年10月から平成30年6月までの標準報酬月額を9万8,000円、平成30年7月から令和元年6月までの標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

平成28年10月1日から令和元年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年10月1日から令和元年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年10月1日から令和元年7月1日まで

A社は、平成28年10月1日を被保険者資格取得日とする私の厚生年金保険の記録を取消しする届出を令和2年2月12日に行ったが、私が日本年金機構に対して被保険者資格確認請求を行ったことを契機として、同社は、私が平成28年10月1日から在籍していたことを認め、令和3年9月27日に再度被保険者資格取得届を年金事務所に提出した。しかしながら、請求期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された和解調書における和解条項、A社の事業主が請求者の代理人宛に作成した「ご報告」（以下「報告書」という。）及び給与明細書により、請求者は請求期間に同社に在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬

月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成 28 年 10 月から平成 30 年 6 月までの標準報酬月額は、上記報告書により確認できる厚生年金保険料控除額から 9 万 8,000 円、同年 7 月から令和元年 6 月までの標準報酬月額は、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から 11 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 10 月から令和元年 6 月までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、令和 2 年 2 月 12 日に健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）を取消しする届出を行い、さらに、請求期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 3 年 9 月 27 日に、請求者の資格取得年月日を平成 28 年 10 月 1 日、資格喪失年月日を令和元年 11 月 1 日とする届出を再度行ったことから、請求者の当該期間については、厚生年金保険法第 75 条本文該当により保険給付の計算の基礎とならない記録とされている上、年金事務所は、資格取得届を取消しする届書が遡及して提出された場合は、過誤納となつた保険料を当該事業主がその後納付すべき厚生年金保険料に充当する（厚生年金保険料を還付する場合を含む。）ことから、事業主は、平成 28 年 10 月から令和元年 6 月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。